

第2回「枚方市自立支援協議会」議事録（要旨）

日時：平成20年3月26日（水）午後2時から4時

場所：枚方市民会館 1階 第3・4集会室

○出席者：協議会委員13人 欠席者：3人

○次第

案件1 幹事長・副幹事長の報告について

案件2 専門部会の設置状況等について

案件3 社会資源情報の作成について

案件4 その他

○傍聴：7名

会 長：みなさん、こんにちは。定刻になりましたので、ただ今から「第2回枚方市自立支援協議会」を開催します。まずは、事務局から出席状況の報告をお願いいたします。

事務局：それでは出席状況を報告させていただきます。本協議会委員16名中、本日出席の委員は13名で、都合により3名の委員が欠席でございます。みなさまのお手元に「枚方市自立会設置要綱」をご用意しておりますのでご覧ください。要綱第6条第2項の規定では、「委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことできない」と規定しています。したがって、本日の協議会が成立していることを報告させていただきます。

会 長：さて、本日は、傍聴希望の方がおられます。前回の協議会で、全体会については原則公開とする旨を決定しましたが、傍聴に関する取り扱いをこの場で決定しておきたいと思っております。まずは、事務局から説明をお願いします。

事務局：（「枚方市自立支援協議会の傍聴に関する取り扱い要領」（案）に沿って説明。）

会 長：私としましては、この「取り扱い要領」に記載の内容で対応していきたいと考えますが、みなさんいかがでしょうか。

委員一同：異議なし

会 長：それでは、本協議会としては、そのように取り扱いたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。本日の案件について傍聴許可を委員の皆さんに諮ります。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

委員一同：異議なし

会 長：それでは、傍聴を許可します。

（傍聴者入場）

会 長：それでは、事務局、よろしく申し上げます。

事務局：（資料確認）（委員紹介）（事務局紹介）

会 長：それでは本日の1番目の案件としまして、「幹事長・副幹事長の報告について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：枚方市自立支援協議会設置要綱第7条第2項の規定では、「幹事会については、本市福祉部長及び障害者相談支援事業所の管理者で組織する」とし、同条第3項では、「幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事会を構成する幹事の互選で定める。」と規定しています。昨年12月26日に開催した第1回自立支援協議会協議会の後、1月17日に第1回の幹事会を開催しました。その場で、幹事長・副幹事長が選任されましたので、報告させていただきます。幹事長は〇〇委員、副幹事長は〇〇委員と〇〇委員でございます。

会 長：それでは、〇〇幹事長より一言簡単にご挨拶をお願いいたします。

委 員：自立支援協議会幹事会の幹事長をさせていただくことになりました〇〇です。幹事会の役割は、専門部会の設置ととりまとめ、それを協議会で報告させていただき、全体の流れを作っていくことにあると考えています。北河内、大阪府内でも協議会の設置が進んでおり、さまざまなスタイルがありますが、特に枚方では自立支援法上に定められた障害福祉計画をいかに進めていくかを中心に進んでいると考えています。同法では長期入院、施設入所の方の地域移行、就労の促進が重点項目になっていますが、専門部会では、さまざまな検討課題について、例えば、作業所の抱える問題、地域移行における住宅の確保、就労実習先の確保、また在宅ケアでは医療的ケアを必要とする人の問題などについて協議会のネットワークをいかして取り組んでいきたいと思っています。なにとぞご協力をお願いいたします。

会 長：それでは、2番目の案件「専門部会の設置状況等について」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（資料説明）

会 長：次に各部会長より、部会の運営についてのお考え等をお聞かせいただければと思います。まずは、相談支援部会長の〇〇委員より説明をお願いいたします。

委 員：（資料説明）

会 長：次に、日中活動支援部会長の〇〇委員の代理として、〇〇委員より説明をお願いいたします。

委 員：（資料説明）

会 長：次に、地域移行支援部会長の〇〇委員より説明をお願いいたします。

委 員：先ほど事務局から精神障害者の歴史について話がありました。重なる部分もありますが、なぜ専門部会を設けて精神障害者の地域移行を進めていかななくてはいけないのかについてお話しいたします。日本の精神医療の特徴は、精神障害

者を非常に長い年数、隔離的な色彩の濃い医療機関に収容してきた歴史を背負っていることにあります。きちんと治れば地域で生活していける人たちが、長年にわたって病院内処遇されてきたことに対して国内外から批判が上がり、精神衛生法から精神保健法に変わってきた経過があります。その後、急激な法律の変遷があり、ようやく今の自立支援法の中で3障害に含められたところですが、退院促進事業は、どこから出てきたかと言いますと、平成11年頃に、大阪のある精神病院で起こった入院患者さんに対する人権無視の出来事がきっかけになっています。問題の病院はすでになくなってしまっていますが、当事者の方や人権問題に取り組む運動団体、医療従事者たちから告発の声が上がり、大阪府の精神保健福祉の審議会は、長期の不要な入院は人権侵害に当たるとして行政の責任で地域に返していく取り組みが必要であると答申しました。これにより平成12年から大阪の退院促進事業が始まり、やがて国事業になりました。いま入院の必要のない方々は2000人くらいで、市町村単位では74名、大阪府下では900人と言われています。その方々が地域で生活できるようにするにはどうしたらいいか、地域移行とは、地域での生活をどう作っていくのか具体的にその施策を創り出すことで、今回の自立支援法は、その取り組みを市町村含めて行うように規定しました。枚方市内には、現在、3つ精神科病院と5ヶ所の診療所があります。昨年からは地域移行のためのワーキングを行っています。これらの病院には、長期入院で高齢化し合併症を伴っている方、本人が退院したくない方、入退院を繰り返し長期在院ではないけれども処遇困難と言われている方々が沢山おられます。どういう取り組みをすれば地域に戻ってもらえるか、それを考えるのがこの部会の役割です。もうひとつ、これまで退院は医療機関だけで決めてきましたが、退院後の暮らしに必要な地域資源、支援の体制について行政や医療の側とも連携しながら考えていくのが私たち支援に関わっている者の役割だと考えています。部会では誰が中心になって動いていくのか、医療機関とどう連携を図っていくのか、お金の問題も絡む課題ですが、頑張っていきたいと思っています。

会長：それでは、ご質問等がありましたら、お願いします。

委員：医療費の一割負担についてですが、私の知人には医療費が高くて病院に行けないと言う人がいます。それは、なんとかならないでしょうか。

会長：我々現場におられます者は、そのような声をいっぱい聞いておりますが、協議会の性格上、この問題はご意見として記録に留めておくこととします。

専門部会について、先ほどご説明いただきました。それに関してのご質問、ご意見はございませんか。

地域移行に関しては、病院も沢山ありますので医療機関の判断をどう整えていくか、非常に難しい問題だと思います。今後、地域としてどういうものを整え

たらしいのか、例えば、専門部会から、具体的な医療機関に要望を出したり、また医療機関の側からも要望を挙げてもらうなどして行ったらいいのかなと思います。また患者さんを身近で御世話されている方から、こういう状況であればもっと早く地域にとけ込むことができるといった声を出してもらう。そんなことも専門部会でやっていただければと思います。皆様方のご意見は、いかがでしょうか。

副会長：相談支援部会についてご質問させていただきます。国の要綱には障害者の権利擁護について書いてありますが、今日いただいた資料の①～⑥に権利擁護に関する検討課題が含まれていないように思ったのですが、今後、取り上げる予定があるかどうか、伺いたと思います。もう一点は、最近、軽度発達障害が社会的に注目される障害になっていますが、その方々に対する相談援助をお考えかどうか、教えていただきたいと思います。

委員：権利擁護は、相談支援事業の中に位置づけられており、専門部会に挙がっていないというご質問についてですが、この課題が出てきた場合は、部会で取り上げていくつもりでおります。他の二つの部会が、退院促進や作業所といった具体的なテーマを扱っているのに比べ、相談支援の部会は、さまざまな課題を広く含んでおります。意図的に抜いているわけではなくて、話し合いのなかで優先課題になるものを挙げていこうと考えています。もうひとつのご質問の軽度発達障害についてですが、私のところでも相談や関係機関からの連絡があります。専門部会でどこまで話すかについてですが、これまではケースに応じて、幹事会やネットワークの場で取り上げ話し合ってきました。自立支援法ができたことで、これまで政策的なことを中心に議論が進んできており、具体的な問題はそれぞれで受けとめて対応してきたというのが実情ではないかと認識しています。今後、相談支援部会で話をしていくのか、あるいはそれに特化した専門部会を作って具体的に話していくのか、幹事会等で議論を重ねていくことになるのかなと思っております。

委員：委員のご指摘にもありますように、さまざまな課題があります。この相談支援部会も、ひとつの相談支援センターが全てのことをやるのではなく、関係機関のネットワークを深めその中で対応をしていくという方向です。当初、専門部会設置の議論の際に、発達障害者の方の支援が議論になりました。個別の事例を通して支援のあり方を考えていくと同時に、必要であれば自立支援協議会の中に部会を設けることも考えています。発達障害の方が抱える課題を解決するには、福祉サービスの問題にとどまらず、教育や就労の機関との連携が必要になりますので、今後の議論になるだろうと考えています。また協議会の場においても関係機関の方に来ていただき現状の課題を話していただくようなこともやっていきたいと思っています。当面の課題を中心に部会を構成していますが、

それぞれの部会で出た課題は必要に応じて幹事会の中でも議論しています。権利擁護については、枚方市社会福祉協議会で取り組んでおられますので、そちらとの連携になるのかなと思います。

会長：他に何かございますか。なければ次の案件に移りたいと思います。3番目の案件「社会資源情報の作成について」事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料説明）

会長：それでは、事務を行っている、わらしべ会の〇〇委員から、進行状況等についての説明をお願いいたします。

委員：事業の内容については、事務局から説明のあった通りです。枚方では居宅サービスの事業所、通所施設、入所施設、作業所などを加えて整理を始めました。130ヶ所に聞き取り用紙を送付し、85%の回答がありました。現在、順次入力作業を行っております。最終的には大阪府がホームページ版を作成し、公開する予定としております。

会長：それでは、ご質問等がありましたらお願いします。

会長：大阪府には、府が運営する大阪府医療機関システムというのがございまして、府下で開設している医療機関情報を載せています。今回それに近いものをウェブで公開するイメージかなと個人的には思いましたが、どうでしょうか。

委員：おそらく、そうだと思います。私は、医療機関情報については、まだ見たことがないのですが。

会長：機会がございましたら、そちらもお目通しいただければ、参考になることもあるかもしれません。

会長：他に何かご意見はございますか。なければ、事務局からその他案件はございますか。

事務局 特にありません。今後の予定としましては、4月以降、毎月1回幹事会及び、先ほど説明しました3つの専門部会を開催する予定としております。進捗状況については、次回の全体会で報告させていただきます。

本日は、スタートしたばかりで、各部会からの具体の報告、実際の動きがありませんでしたので、委員の皆様方からご意見や提案をいただきにくかったのかと思います。これから毎月、専門部会、幹事会が動いてまいります。今後はこの場で報告をいただくこととなりますので、資料にも協議会の機能、役割を示しておりますが、皆様から活発なご意見をいただきましたと考えおります。なお、次回の全体会の日程及び案件につきましては、会長及び幹事会と調整し、皆様に連絡をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。事務局からの連絡は以上でございます。

会長：それでは、これで本日の協議会を終わります。どうも有難うございました。